

政令第
内閣所長は地方事務規定期外連絡協議会令
昭和二十四年法律第 号一第十九條
第一項の調査組織事務局に於ける事務の執行は、各連絡協議会（以下「協議会」という。）は、各連絡協議会と連絡する連合國官憲との連絡に關連する関係機関の緊密な連絡を図るために必要な事項を協議する。
第二條の規定による組織事務局長及び委員三十人以内で組織事務局に於ける事務の執行は、各連絡協議会は、連絡調整事務局長及び委員三十人以内で組織事務局長は、会長として会務を總理する。
第三條の規定による組織事務局長は、会長として会務を總理する。
幹事は、非常勤の幹事は、協議会に、幹事を置くことができる。
幹事は、非常勤の幹事は、協議会に、幹事を置くことができる。
幹事は、非常勤の幹事は、協議会に、幹事を置くことができる。
幹事は、非常勤の幹事は、協議会に、幹事を置くことができる。
幹事は、非常勤の幹事は、協議会に、幹事を置くことができる。
幹事は、非常勤の幹事は、協議会に、幹事を置くことができる。

第六條 雜務
第七條 関係
附則
この政令は、公布の日から施行する。

協議会の庶務は、連絡調整事務局において処理する。
に前各條に定めるものを除く外、議事の手続その他協議会
に必要な事項は、会長が定める。

裏面白紙

522

外務省設置法第十九條第三項の規定に基き、地方連絡協議会の所掌事務、組織及び運営の方法を定める必要があるからである。

理由